

届出が不要な行為は次のとおりです

通常の管理行為、軽易な行為、景観への影響が軽微なもの

- ・専ら地下（地盤面下）、水面下で行う行為。
- ・建築物の新築等で、当該行為に係る床面積の合計が10㎡以下のもの（新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが10m又は建築面積が1,000㎡を超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く）
- ・建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
- ・仮設の建築物で90日を超えないもの
- ・仮設の工作物の建設等
- ・90日以内の物件の堆積
- ・外部から見通すことができない場所での物件の堆積
- ・管理上必要な木竹の伐採（除伐・間伐・整枝、枯損や危険のある木の伐採、自己の生活のための伐採、仮植した木の伐採、調査や施設の保守の支障となる木の伐採など）
- ・法令に基づく処分行為
- ・建築物の敷地内で行う土地の形質の変更、水面の埋立・干拓
- ・農業・林業・漁業を営むために行う工作物（特定の種類・規模の工作物を除く）の建設等、土地の形質の変更、木竹の伐採（森林の皆伐を除く）、物件の堆積
- ・非常災害のため必要な応急措置

他の法令等に規定により許可等を受けて行う行為

【文化財保護法関係】

- ・重要文化財の現状変更許可又は同意行為（43条1項、168条1項1号）
- ・史跡名勝天然記念物の現状変更許可又は同意行為（125条1項、168条1項1号）
- ・重要有形民俗文化財の現状変更届又は通知行為（81条1項、167条1項6号）
- ・重要文化財の修理の届出行為（43の2条1項）
- ・国史跡名勝天然記念物の復旧の届出行為（127条1項）

【青森県文化財保護条例】

- ・青森県重宝の現状変更許可又は届出行為（18条1項、19条1項）
- ・青森県史跡名勝天然記念物の現状変更の許可行為（42条1項）
- ・青森県有形民俗文化財の現状変更の届出行為（32条41項）

【八戸市文化財保護条例】

- ・八戸市文化財の現状変更承認行為（16条）

【森林法関係】

- ・林地開発許可行為（10条の2条1項）
- ・保安林内許可行為（34条2項）
- ・伐採及び伐採後の造林届行為（10の8条1項）
- ・森林経営計画に係る伐採等の届出行為（15条）

【都市公園法関係】

- ・公園施設設置許可行為（5条1項）
- ・公園占用許可行為（6条1項、6条3項）

【森林の保健機能の増進に関する特別措置法関係】

- ・森林保健機能増進計画に従って行う行為（6条4項）

【青森県自然環境保全条例関係】

- ・青森県緑地保全地域内届出行為（30条1項）

【自然公園法関係】

- ・国立公園内の現状変更許可及び現状変更届出行為（20条3項、21条3項、33条1項）